

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人明治大学
法 人 代 表 者	柳谷 孝
担 当 部 署	監査室
お 問 合 せ 先	03-3296-4536

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ① 監査室： 所管部署に実施項目の点検依頼、提出後の取りまとめ
- ② 所管理事・監事： 実施項目の所管部分における点検内容の確認（必要あれば、修正指示）
- ③ 監査室： 遵守状況報告書（案）の作成
- ④ 監事会： 遵守状況の点検内容の確認、報告書の同意
- ⑤ 理事会： 遵守状況報告書の内容確認・承認
- ⑥ 監査室： 私大連へ報告、外部公表
- ※ 評議員会： 遵守状況の報告

※ コードの大幅な改訂や本学遵守状況に変更等があった場合のみ報告する。

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則1-1及び1-2のとおり、創立時からの伝統によって確立された建学の精神「権利自由、独立自治」に基づき、自主性と独立性を確保し、自律的に法人を運営している。

遵守原則1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、寄附行為に基づく法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進するとともに、その設置学校の建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動を将来にわたり永続的に発展させるため、法人と設置学校が一体となり、共通の現状認識に基づく一致した基本政策の策定及び推進が求められていることから、長期ビジョン「MEIJI VISION 150-前へ-」を制定し、これを具現化する第3期中期計画を策定している。また、同中期計画を着実に実行していくため、これに基づいた毎年度の事業計画と事業報告書を作成し、長期ビジョン及び中期計画とともにホームページで広く公表しており、幅広いステークホルダーに対し、理解を得られるようにしている。 (本学のビジョン・計画： https://www.meiji.ac.jp/social/koho/about/vision/index.html)

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、「内部統制システム整備の基本方針」を理事会が制定し、校規により業務基準及び権限等を規定するほか、この方針に基づき執行と監視・監督の役割を明確化し、有効に機能させている。また、2025年度には倫理憲章、行動規範を定め、HPやイントラネットでの公開の他、各種研修等で配付し、構成員に周知・浸透を図っている。さらに、監事は理事及び教学役職者のみならず、評議員会議長・副議長とも意見交換を図っており、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立している。 （学校法人明治大学寄附行為： https://www.meiji.ac.jp/koho/information/6t5h7p00001c3938.html） （学校法人明治大学寄附行為施行規則： https://www.meiji.ac.jp/koho/information/mkmht000000c58ie.html）

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則２－１及び２－２のとおり、多様な人材を育成し、教育・研究活動とその成果を通じて地域社会に貢献している。

遵守原則２－１

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、建学の精神である「権利自由、独立自治」を基礎とし、多様な「個」を磨き、自ら切り拓く「前へ」の精神を堅持し、現代社会が抱える諸問題に真摯に向き合うことで、社会のあらゆる場面で協同を進め、時代を変革していく人材を育成している。 (明治大学の「建学の精神」「理念」「使命」： https://www.meiji.ac.jp/koho/information/mission/mission.html)

遵守原則２－２

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、教育・研究に並ぶ第三の使命として「社会連携、社会貢献」に取り組んでいる。本学が保有する人的・知的資産を活用し、地域社会との連携を深め、持続可能な社会の実現に向けて「前へ」と進めるために、全学体制において多様な事業を展開している。 (社会連携・社会貢献： https://www.meiji.ac.jp/social/)

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則３－１、３－２及び３－３のとおり、法令を遵守し、健全な大学運営を行う体制を整備するとともに、積極的な情報公開を行うことにより透明性の確保に努めている。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 監事機能の実質化のため、本学では監事監査規程を定め、常勤監事を設置し、評議員会や理事会のみならず、教学の重要な会議体にも出席し、教学監査の充実も図っている。加えて、定期的に監事会も開催し、監事間の連携の深化を図るなど、監視・監督機能の強化を図っている。 また、会計監査人機能の実質化のため、監事会の合意のもと、評議員会で会計監査人を選任している。従来から会計監査人は理事長及び財務担当理事と意見交換を行ったうえで、監事及び監査室とも年に２回、連携監査を行うなど、監査体制の強化を図っている。 本学では、こうした取組みにより法令を遵守するとともに、社会に貢献する活動により、社会からの理解と信頼を確保している。 (監事監査報告書2025： https://www.meiji.ac.jp/zaimu/qfki0t00000jgrkc-att/6.2025kanjihokoku.pdf) (独立監査人の監査報告書2025： https://www.meiji.ac.jp/zaimu/qfki0t00000jgrkc-att/7.2025kansahokoku.pdf)

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、役員及び評議員の選解任を寄附行為並びに寄附行為施行規則において規定、公表するとともに、「内部統制システム整備の基本方針」を理事会が定め、校規により各理事や教学役職者、管理職の担当業務や権限を明確にし、理事長及び常勤理事は凡そ3か月に一度、自己の職務執行状況を理事会に報告するなど、理事の職務執行体制の強化及び監督機能の向上を図っている。 また、ガバナンスの担保及び同体制の強化の仕組みとして、監査室による毎年度の内部監査チェック機能、内部統制に係る諸規程の整備・運用、各種通報制度の整備・強化等を図ることにより、内部統制の実質化を図っている。2025年度は、内部統制の強化として全学的なリスクマネジメント体制の構築やコンプライアンス推進の観点における役員・教職員向け研修を実施した。また、内部通報制度として学内外に設置する通報窓口を、公益通報のみならずコンプライアンス違反についても対象とし、実効性の確保を図った。 (内部統制システム整備の基本方針： https://www.meiji.ac.jp/koho/information/internal_control.html) (公益通報： https://www.meiji.ac.jp/koho/whistleblower/index.html) (コンプライアンス違反通報： https://www.meiji.ac.jp/koho/compliance.html)

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に関する情報について、「私立学校法」や「学校教育法施行規則」等に基づき、積極的に情報を公開している。 また、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、数年に一度、大学ホームページを大幅にリニューアルし、公開方法の工夫・改善を図っている。 (情報公開： https://www.meiji.ac.jp/social/koho/disclosures/index.html)

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則４－１及び４－２のとおり、大学における教育・研究活動の維持、継続及び発展を実現させる規程と体制を整備している。

遵守原則４－１

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、校規の中で評議員会、理事会、監事等の役割・定数を明確にし、また、外部人材も積極的に登用し、それらの機能の実質化を図っており、自律的な大学運営を行っている。 （法人役員： https://www.meiji.ac.jp/koho/information/organization/trustee.html） （評議員 2026年6月12日現在： https://www.meiji.ac.jp/koho/information/organization/hyogiin.html）

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学では、中期計画に掲げられた教育研究の目標実現のため、資金計画、財務計画を明確にした予算編成方針を毎年度立てて推進するとともに、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに開示している。また、リスク管理・危機管理について、内部統制システム整備に即して規程を制定し、有効に機能を果たす体制を整備している。さらに、長期ビジョン「MEIJI VISION 150-前へ-」における重点目標の一つとして寄付金収入を掲げ、寄付金事業を推進するための体制の整備及び補助金を含めた外部資金獲得のための体制も整備している。これらのことを踏まえ、本学は財政基盤の安定化、経営基盤の強化を図っている。 （予算編成方針2026： https://www.meiji.ac.jp/zaimu/qfki0t000000i5qop-att/2026yosanhensei.pdf） （決算関係資料2025： https://www.meiji.ac.jp/zaimu/2025settlement.html） （寄付金ページ： https://bokin.meiji.jp/）

2. 追加事項

2024年度末に「内部統制システム整備の基本方針」を理事会が制定し、同方針に基づき執行と監視・監督の役割を明確化し、有効に機能させている。特に2025年度は倫理憲章、行動規範を定め、HPやイントラネットでの公開の他、各種研修等で配付し、構成員に周知・浸透を図っている。また、全学的なリスクマネジメント体制を整備し、理事会が把握すべき「重大なリスク」を選定したうえで、改善・改革のPDCAサイクルを回している。さらに、2026年度には全専任教職員等を対象とした「コンプライアンス意識調査」を実施し、その調査分析結果を踏まえた「コンプライアンス教育研修」も導入する予定で進めており、基本方針を踏まえ、大学全体として真摯に対応している。